

# 保育園日照権運動の社会運動論的考察

——広島市なかよし保育園日照権運動を事例にして——

二見 伸吾・湯淺良之助

(受付 1998年10月15日)

はじめに

1. 運動発生の契機と条件
  1. 1 運動発生の契機
  1. 2 運動の主体
  1. 3 交渉の経緯
2. 運動の展開過程 (1) 署名と宣伝
  2. 1 署名
  2. 2 宣伝行動
  2. 3 お日さまシンポジウムの開催とお日さままつり
3. 運動の展開過程 (2) 裁判と運動の結合
  3. 1 仮処分申請
  3. 2 広島地裁での2度の勝利
  3. 3 高裁での「敗北」
  3. 4 運動の新たな展開と波及
4. なかよし保育園日照権運動の特質と意義
  4. 1 運動の特質
  4. 2 運動発展の法則
  4. 3 運動の意義

おわりに

は じ め に

「計画なきところに開発なし」という原則がうち立てられているヨーロッパとちがいで、我が国は土地利用規制がきわめて緩く、野放図な開発が繰り返されてきた。1980年代のバブル経済と規制緩和は乱開発に拍車をかけ、低層の民家や商店を「非効率」「低度利用」として排除し、都市を高層のマンション、業務用ビル中心の街に変えようとしている。いわゆる「まちこ

わし」が都市を中心に全国で進んできた<sup>1)</sup>。広島市のような地方都市においても、その傾向に変わりはない。

高層建築物の建築は、日照侵害などさまざまな被害をもたらす。市内に被害が広がるなかで、高層マンションによる日照侵害に反対する運動も起きている。

本稿では、市内の保育園で起きた日照権侵害に反対する運動をとりあげ、この運動の分析を通じて、社会運動の発展法則を探ろうとするものである。

被害の实在や被害の予測が社会運動の基盤、運動発生のきっかけであることは論を待たない。それなしには運動は起こりようもない。しかし、被害が实在する場合やそれが予測される場合でも、運動にならないことは珍しくない。また、同一の要因で運動が発生したとしても、各々の運動のたどる軌跡は一様ではない。運動のしかたによって、目標を達成しうるときと「敗北」に終わるときがある。

芝田進午氏による次のような社会運動の規定は、この問題を考える手がかりとなる。

「社会運動は、物質的社会関係によって間接的に規定されつつも、それから相対的に独立にイデオロギーを媒介として形成されるイデオロギー的社會関係であって、政治情勢、イデオロギーの成熟度、大衆の日常意識、幻想、要求の自覚度、権利意識、思想、主体形成などのような主観的諸条件によって規定される」<sup>2)</sup>

社会運動は客観的なものに規定されながらも、それとは相対的に独立した「主観的諸条件」に左右される。それゆえ、「運動の在り方」が独自の意味を持ち、その分析が社会運動論研究の重要なテーマといえる。被害の实在ないし予測から、どのような目標をたてるのか(戦略)、目標達成のための手段をどのように選択し、運動を組み立てていくのか(戦術)という一

1) 五十嵐敬喜・小川昭雄『都市計画 利権の構図を超えて』岩波新書、1993年。

2) 芝田進午「反核運動の社会運動論的考察」『核時代Ⅰ』青木書店、1987年、228-229頁。

連の過程の分析が本稿の主題である。

本稿が研究対象としたなかよし保育園は広島市西区にある私立保育園である。1996年11月、保育園南側へのマンション建設計画が浮上したことにより、保育園の日照を守る運動を展開し、現在も運動中である。裁判闘争も含めた、多様な運動を展開し、裁判においてマンション建設の全面禁止決定を手にするなど、いくつかの画期的な成果がある<sup>3)</sup>。本運動の生成、発展過程の分析は、社会運動のあり方を検討する格好の材料となるであろう。

## 1. 運動発生の契機と条件

### 1. 1 運動発生の契機

1996年11月、保育園南側隣接地に、マンション建築を告知する掲示板が立った。計画は、高さ約30メートルの10階建て、23戸。敷地面積は925.36平方メートルであり、計画建物の位置は保育園側との境界からの距離は5メートル（のちに6メートル）である一方、南側は16メートル以上もある。建築面積354.57平方メートル、建ぺい率38.31%、容積率は規制ぎりぎりの199.95%。マンションが計画どおり建つと、夏のごくわずかの時期を除き、ほぼ一日中、日照がなくなる。

### 1. 2 運動の主体

なかよし保育園は、14年間の無認可時代をへて、1974年に広島市の認可保育所となった。無認可時代に2度の廃園の危機があったが、運動の力で乗り越え、認可をかちとっている。また、1980年代後半には、2歳児までの乳児保育園から就学までの保育園にしようという運動が高揚し、90年に実

3) なかよし保育園の日照権運動について紹介したルポルタージュ、手記として二見伸吾「陽のあたる保育園をまもれ」『ちいさいなかま』97年4月、石川幸枝「子どもたちに陽のあたる保育園を」『福祉のひろば』73号（98-1）、石口俊一「お日さまを守ってくれてありがとう」『住民と自治』1997年10月号、二見伸吾「守られた園児たちのお日さま」『しんぶん赤旗評論特集版』1998年1月26日号、などがある。

現している。いわば、運動によって生まれ、守り、発展してきた保育園である。保護者には、職場や地域で労働組合運動や婦人運動などに携わっている人が一定数存在している。また、科学的発達観にたった保育実践は全国的な評価を受けている。

なかよし保育園は、理事会と職員、保護者の3者で運営委員会を構成しており、それぞれ固有の任務をもちながら、民主的に協議して保育園を運営している。

### 1.3 交渉の経緯と「守る会」の結成

#### 1.3.1 二度の説明会

計画を知ったなかよし保育園は、すぐに弁護士を通じて資料を入手し、運営委員会で対応を協議した。なかよし保育園の所在地は準工業地帯であり、建築基準法上の日影規制はない。しかし、マンションが建つのを漫然と見過ごすわけにはいかず、「陽のあたる保育園を守る会」を結成することを決め、業者に説明会を求めることにした。

12月2日、第一回説明会を開き、設計者であるUコーポレイションから建築計画について説明を受ける。保護者、職員、理事87人が参加。ほぼ一日中日影を落とす日影図を見てだれもが驚きあきれたという。

「設計変更の可能性はないのか」「冬至、夏至以外のときの日影図は作れないのか」「立体模型はできないのか」「保育園があることに對してなんらかの配慮をしたのか」「保育時間がいつからいつまでか知っているのか」などの質問が親や職員から出された。これらの質問にそれなりに誠実な返答が建築側からあったという。

説明会終了後、「陽のあたる保育園を守る会」を結成(第1回総会)。会は「マンション建設によるなかよし保育園の日照侵害に反対し、こどもたちのお日さまを守る取り組みを行なう」ことを目的とし、理事会、職員、保護者会によって構成。事務局体制を決め、運営資金はカンパで賄うことを決めた。

12月7日、第2回説明会。設計者Uコーポレーションだけでなく建築主であるS不動産からも営業部長が出席。建築側は「仮に建物の高さを半分にするについて可能であればそうしたいと思う」「もろもろの要求を併せて最大限の配慮を検討する」「当初の予定であった12月10日の建築確認申請は延期し、今後の提出は未定」などと回答した。

説明会に参加した保護者は保育園の連絡帳に次のように書いている。

「この子たちのためにお日さまを守ってやれるのか。本当にマンションが建つのだという現実がやっと実感できました。状況は厳しいけれど、ねばりづよく運動していきたい。そうすることが親の義務だと思いました」「説明はおだやかにされていたけれど、最悪の場合は現状の計画のまま建てることに……。なかよく遊んでいる子どもたち。どうしたらこの笑顔を守ってやれるんでしょう」。

### 1. 3. 2 第二回「守る会」総会

12月18日、第3回説明会が開かれる予定であったが、建築側が延期を申し入れてきたため、「守る会」は第2回総会を開き、約60人が参加。理事の一人が「政府も批准した子どもの権利条約には子どもの最善の利益を目ざさなければならないとある。理事会としても、子どもたちのお日さまを守るために奮闘する」とあいさつ。

事務局から提案を受けて討論。「地域への働きかけが必要では」「OB（卒園児とその親）の力も借りてはどうか」「『お日さまを守る』というのは抽象的で、目標はなんなのかよく分からない」「楽しい運動にしたい。歌をつくってコンサートをしよう」など、質問や意見が続出した。

ある保護者は連絡帳に次のように書いている。

「だいふ、これから何をするのか決まってきたって感じです。うーん本当にどうなるんだろうと思っていたけど、これから活動に移せるので、心はひとつ、“お日さま守るゾ”って気持ちでいっぱい」「いろんな意見があり、早く行動したいのにといい声が多かったけど今日の総会は、これからの方

向性を決めて気持ちを固めるのに必要だったし、正解だったと思いました」  
「きのうはごくろうさまでした。私だって早く行動に移りたいひとり。何でも言って下さい」

この日、立体模型が登場した。園児の保護者（美術教師）が図面をもとに厚紙で作ったもの。日影図に合わせた縮尺で、夏至と冬至の日影図の上にマンションと保育園の立体模型が乗せてある。冬至には保育園がすっぽり日陰になってしまうのが一目瞭然となった。

### 1. 3. 3 業者が態度を急変

12月21日、建築側と守る会役員の折衝。建築側は、「マンションを南側に1メートルずらす。これが最終案で、12月25日に建築確認申請を提出する」と通告。第二回説明会で「少なくとも次回説明会までは建築確認申請はしない」「今後も継続的な協議には応じる」と言明していたことを反故にした。保育園側は「今までと話が違う」と反論し、12月25日に説明会を開催させることを約束させた（26日の申請提出は撤回せず）。

21日夜、事務局会議を開き、対応を検討する。25日に行動を設定し、それまでに署名用紙をつくることにした。

## 2. 運動の展開過程 (1) 宣伝と署名活動

### 2. 1 署名用紙の作成

だれも署名用紙など作ったことがないが、「大抵のことはまねすればなんとかなるもの」というモットーのもとに作成。広島市の「豊かな保育をすすめる会」が作った署名用紙や全国の日照を守る運動の資料などを参考にしながら、要請項目と要請趣旨を作っていた。署名は建築主であるS不動産と広島市長あてをセットにしたもの。S不動産への要望項目は①なかよし保育園の現在の日照を阻害するような建築物の建設を行わない②建築計画にさいしては保育園と十分な協議をし、一方的な着工をしない、の二つ。広島市への要請項目は①学校、幼稚園、保育所などの教育・児童福祉

施設の日照を阻害する建築物の建設を規制する②上記施設の敷地内に日影を生じさせる建築物を計画する建築主に対し、日照保全についてとくに配慮し施設設置者と事前に協議するよう指導する、の二点である。

署名項目の検討から用紙の作成、印刷までわずか3日間、24日朝にできあがった。

## 2. 2 宣伝行動

### 2. 2. 1 「クリスマス総行動」

「一日分でも集まった署名を持っていこう」ということになり、24日朝、保護者・職員に呼びかける。一日でどれほどの署名が集まるのか、事務局も「正直言って不安であった」という。しかし、24日夕方の段階で2,700を超え、25日午後一時半には3,706人分もの署名が集まった。保護者は75世帯、職員は24人という数からいうと「爆発的な集まり方」といってもいいだろう。「みんな何かしたくてうずうずしていた」という。

集まった署名を携えてS不動産、Uコーポレイション、広島市保育課、広島市西区建築課に要請し、午後五時からJR横川駅で署名を集めた。「守る会」はこの一連の行動を「建築確認申請を提出させないクリスマス総行動」と名づけている。この「総行動」には、36人（保護者、職員、理事）が参加した。平日、しかも年末の忙しい時期に、少なくない保護者が仕事を休んでこの行動に参加したのだ。

S不動産では、担当の営業部長が対応。署名を受け取る手が震えていた。Uコーポレイションでは、担当の都市開発部長が対応。女子社員が全員の顔がわかるように写真を撮っていた（S不動産の指示だったという）。

ここから二手に分かれて、広島市保育課と西区建築課へ。保育課の対応は不誠実そのもの。「私たちは当事者ではないので……」「建築基準法に則っている以上は何も言えない」「指導する立場にない」などと発言。「保育を担当する課の発言とは思えない」というのが参加した保護者の感想である。建築課は「確認申請が出されれば、課として受け取らないわけにはいかな

い」と述べながらも、「確認申請提出後も指導は続ける」と約束。しかし、「法律上問題がない場合、それ以上は踏み込めない」と言う。

## 2. 2. 2 年末年始の宣伝行動

12月25日夜、マンション建設第三回説明会が開かれる。保護者、職員、理事約80人が参加。

建設側は「すでに事業としてスタートしてしまったので、もう後戻りできない」「マンションを一メートル南側へずらす。これが最大限の譲歩であり最終案である。来年〔1997年〕1月6日には建築確認申請を出す。このことは決定であり、今日はその報告をしに来ただけである」と発言。

それに対して、「自動車を運転していて前方に人が見えたが、もう発進したのでそのままにしておくのか。ブレーキを踏まないわけがない。あなた方は人として、企業としての責任があるのではないか。機関車なら止まらないのも分からないではない。だけど、あなた方は人間でしょう。人間なら止めることができるではないですか」と保育園理事が反論した。

理事の発言に励まされ、保護者・職員も「前回の説明会で『今後も話し合いに応じていく。一からの始まりだ』と言っていたのはなんだったのか」「いったい何を検討してきたのか」「子どもたちにとって太陽の光は財産である。金銭には換算できないくらい大切な財産だ」など切実な思いを発言。「建設側の回答、発言は全くといっていいほど誠意が感じられなかった。その態度と発言はみんなの怒りを増幅させた」とある保護者は記している。

12月26日に提出予定だった確認申請は97年1月6日に延期された。この間をどう過ごすのか。1月6日の提出日までに8,500人の署名を集めることを事務局は提起した。この8,500という数字は、なかよし保育園が集めた署名のこれまでの最高記録である。12月27日には「年末おしせまったがやるしかないぜ行動」、1月1日には「元旦からめでたくやっちゃう行動」という二つの取り組みをする。元旦の署名行動は保護者とOBからの提案だった。



27日は、朝8時から9時までJR横川駅前（保育園とS不動産に近い）とUコーポレイションのあるM生命広島ビル前での宣伝行動。午後5時から、署名を持って保育園の近隣を訪問し、支援を訴える。

朝の宣伝行動が終わって保育園に戻ると、一通のファクスが届いている。「お日さまは子供達の成長を助けるものです。がんばってください」。あまりの反応の早さにびっくり。朝の宣伝行動には26人、夕方の訪問には40人が参加した。

元旦は、広島市内の護国神社前で午前9時から約1時間の署名行動。保護者会OBも含め25人が参加し、みんなで保育園の赤いハッピーを着て署名を集める。1時間で287人分が集まった。

### 2. 2. 3 業者が「建築確認申請」提出

1月6日、「建築確認申請」の日を迎え、この日も宣伝行動をする。12月27日と同様に朝、横川駅前とM生命ビル前で宣伝行動。ビラの受け取りがいい。1月6日発行の「守る会」ニュースからその反応を紹介しよう。

『私も同業者ですからね』と署名に快く応じてくれた幼稚園の先生。『どらっ』と自分からボールペンをもってきて書いてくださった中年紳士。『もう職場で書かせてもらいました。がんばって下さい』と笑顔で励ましてくれた美人OL。『そりゃ、書かになあ』『わし、まだ書いとらん』と署名板に群がる20人くらいの中学生たち。とにかくこの署名はとりやすい。誰もが、どこでも私たちが応援してくれていると実感できます」

署名は目標の8,500を大幅に上回り、11,591人分が集まった。6日朝の保育園のポストは郵送されてきた署名でいっぱいになっていた。集めた親たちは次のように述べている。

「お年玉をもらって、金勘定している子どもを横目に、母は署名用紙を片手にみんなにお願いして回りました」「こんなに署名運動に取り組んだのは初めてです。常に署名用紙とボールペンを行くところ、行くところに持ってゆき『お願いしまーす』とやってきました。たまっていく署名用紙になぜか

快感を覚えています。みんなの思いが届くことを祈ってます」(連絡帳から)。

郵送されてきた署名に添えられたメッセージも紹介しよう。

「子どもは太陽の中で育てられるべきですよ。子を持つ親として遠く関東から応援しています」「環境の大切さは、子どもにとって重大で、一日のほとんどを過ごす保育園での外遊びは不可欠なものと思っています。園から太陽が奪われないことを祈っております」「園児たちのためにも、みなさんが最後まで苦難を乗り越えられますよう、遠くからではありますが署名に募金を添え、ご支援申し上げます」

この時点で、募金が23万円も集まった。宣伝行動の後、S不動産を訪ねて、新たに集まった7,000人分の署名を手渡す。同日午後、「建築確認申請」が提出された。

#### 2. 2. 4 広島を中心街の宣伝

建築確認申請を出させないことを当面の目標にして頑張ってきたため、多少の気落ちはあったが、めげてはいない。1月8日、「マスコミの前でハデにやっちゃう昼休み行動」、広島市役所建築指導課への要請、そして記者会見をする。

昼休み行動は、広島市の中心である紙屋町交差点そごう前で宣伝と署名。昼休みに保護者が職場から駆けつける。職員、理事も参加。そして「豊かな保育をすすめる会」のメンバーも支援に来た。赤いハッピを身につけた総勢46人の宣伝隊である。9日発行の「守る会」ニュースはその模様を次のように伝えている。

「まさかあんなに参加者が来てくれるなんて……。初めて街頭でチラシをまいた人も、初めて署名をとる人も、初めてあんな街なかでのぼり旗を持った人も、46も仲間がいたら、そしてついに曲のついた倉岡母のあの歌をバックに聞いていると、恥ずかしさもいつしか忘れて、なんだか勇気がわいてきた！おまけにテレビカメラ3台、各新聞社の記者さんたちが注目してく

れていると、私たちの運動の正当性とか、重大性を公に認めてもらったみたいで、嬉しくなって、なんだかウキウキ。30分は、あっという間に過ぎて、集まった署名は251人分。“頑張ってください”の励ましもたくさん聞きました」。

ニュースにもあるように歌ができた。「日ざしいっぱい」（倉岡美寿恵作詞，山ノ木竹志作曲）である。明るくて覚えやすいメロディーである。

「昨日のそごう前での行動に15分間ですが参加させていただき、そのエネルギーに“ワーすごい”というものを感じました。歌もつくられていて、これまたすごいと。これからも時間の許すかぎり参加したいと思います」「きのうの初体験は、なかなか刺激的でした。最初なんて緊張なのか興奮なのか、声は震えるは、目はウルウルするはで、大変でした。人に思いを伝えるのって、超むずかしいですネ。でも若者（女子高生や男子生徒）の協力的なものには感激しました」「そごう前の“赤ハッピー”とっても目立ってた！私も行きたかったんだけど、なにせ12時から1時が私の仕事時ゆえにむりであった。すてきな歌もできて、ガンバローとまた元気がでてきたのでした」「テレビ見ました！私もそごう前に参加したかったのですが残念です。でも46人もの参加なんてすごい、と思いました。お正月あけて守る会も元気いっぱいですね」（連絡帳から）。

## 2. 2. 5 市へ1万2,631人の署名

宣伝行動の後、1万2,631人分の署名を持って広島市建築指導課へ要請に行く。マスコミも同行。

園長は「説明を尽くさないまま工事を強行しようとしている。日照について教育・児童福祉施設には特別な配慮が必要で、そういう建築指導要綱を作っている自治体もある。広島市も十分指導をしてほしい」と要請。知野課長は「署名の重みは分かる」と何度も言い、「できるだけ話し合いをするように指導したい」と回答した。しかし、「法律上は規制がなく、対応にも限界がある」と繰り返し述べていた。

午後 2 時過ぎから市政記者クラブで記者会見。園長がマンション建設の概要を説明し、保護者会長、守る会会長、理事長がそれぞれの立場から訴える。保護者会長は連絡帳に次のように書いている。

「記者会見では試験の面接を受けているように緊張しまくり……。でも石川先生、赤崎さんの話を受けて、私も子どもたちのこと、親の願い、なかよし保育園の歴史など必死で話しました」。

この日、労働組合や諸団体を手分けして訪問し、署名への協力を訴えた。どの組合、どの団体も快く引き受けてくれたという。

## 2. 2. 6 地元マスコミの報道

当日の様子は、テレビ局では中国放送、広島テレビ、広島ホームテレビの三局が夕方のニュースで報道。新聞では『朝日』『毎日』『読売』『中国』の四紙が翌日に取り上げた。中国新聞には S 不動産社長の次のような談話が載った。

「誠意を持って説明してきたし、境界線まで建物を建てられるのに 6 メートル離すなど最大限の譲歩をしてきた。話し合いの途中で街頭でのピラマキなどをされて残念だ。前の地主との契約もあり、申請はこれ以上待てない」。

この談話に対して、保護者は次のように連絡帳に書いている。

「これまで社長は話し合いや説明会に来るでもなく、話し合いの途中でピラ配りをしたことを残念だ……。なんてよう言うわ。強行したのは信和なのに。六メートル離したなんてのも、現実には日照にほとんど変わらないことなんてことも文面では伝わらんし、何がもう最大限の譲歩だ。金儲けしかないのに。イカリ、メラメラです」「あの社長のコメントはなんねー。誠意を持って説明した？なら社長自ら出てきてほしいよね。署名持っていったときだって一回も姿見せなかったのに。最大限の譲歩が六メートル？話し合いの途中でピラマキをして残念？話し合いを続けず強行に申請を出したのは自分の方じゃない！なんで正直に自分たちの儲けのためには子ども

たちのギセイもしかたない。これ以上親の話を聞いとるひまはない、いうてコメントせんのかね。もう、卑怯やねー」。

### 2. 3 「お日さまシンポジウム」と「お日さままつり」

2月8日、「守る会」はお日さまシンポジウムを開催し、園内外から約120人が参加した。「シンポジウム」は保母さんの腹話術で始まり、詩の朗読、「日ざしいっぱい」の合唱と続き、シンポジウムへという構成。

パネリストは田中義人広島大学医学部教授、名古屋で日照権裁判に数多くかかわってきた岩月浩二弁護士、なかよし保育園の小松純子保母の3人。田中教授は「子どもにとって良い太陽は、高度45度以下の朝や夕方の太陽。もし、このマンションが計画通り建つと、良い太陽はすべて奪われ、悪い太陽が少し残るだけ」と発言。岩月弁護士は、「日照権は六法全書にはなく、運動がつくってきた権利」であることや保育園の日照権運動が全国的にどのように発展してきたのかを紹介して「運動の基本はひたむきにやるということ。思いついたら何でもやってみる。そうやって味方を増やしていくことです」と発言した。

このシンポジウムで、「お日さまの重要性や運動の正当性、自分たちの運動が全国的にみてどういう位置にあるのかについて理解することができた」というのが事務局の評価である。

「お日さままつり」は裁判費用の捻出と宣伝をかねて4月29日に開催し、約1,000人が参加。模擬店は、うどん、焼きそば、ビール、ジュース、古本など。なかよし保育園では、「夏祭り」と「餅つき大会」が恒例の行事となっており、保護者は模擬店を出す。そこでの経験が活かされている。

ステージは、ヒロシマ夢幻太鼓の演奏、バイオリン演奏、合唱構成「日ざしいっぱい」などが企画され、文化的にも水準の高いまつりとなった。

### 3. 運動の展開過程 (2) 裁判

#### 3. 1 広島地裁に仮処分申請

広島市が建築確認を2月17日に出したので、建設工事の禁止を求める仮処分を広島地裁に申請。申請人は園児と職員の108人。

裁判で建築側は保育園の建物自体による日影を強調し、保育園の自助努力が足りないなどと主張。日影の部屋ができて日当たりの部屋をローテーションで使えばよいなどという発言を繰り返した。

毎回、多くの保護者が勤務を休んで裁判を傍聴し、傍聴席はいつもいっぱいだった。審尋の場で保育園の日常をスライドにしたものを上映したり、現地調査を要望するなど創意を凝らした。5月30日、仮処分では異例の現地調査が実現。保護者や支援者約120人が見守るなか、裁判官はマンション建設予定地、園庭や園舎など保育園の施設を見学。マンションの高さ(30メートル)を実感してもらうためにと保育園屋上にアドバルーンを揚げた。それを見上げた裁判官は思わず「ああ」と声を漏らしたという。裁判官はマスコミの取材に「百聞は一見にしかず」と調査の印象を語った。

#### 3. 2 広島地裁での二度の勝利

6月27日、仮処分決定(原決定)が出された。「全面建築禁止、無担保」の決定であった。勝利だと知って、抱き合っ泣きだす保母さん。「全面建築禁止、無担保」の掲示を前に茫然と立ち尽くし涙をながす母さん。「よかった」「やったあ」と声を上げる父さん。子どもたちも大喜びだった。

「守る会」は勝訴までの道のりを、明るく楽しく運動してきたことにちなんで『笑訴』と名づけた冊子にまとめ、普及した。

しかし、保育園の喜びもつかの間。建築側が異議申し立てをし、地裁での審尋が継続することとなった。建築側は8階建て(一部6階建て)の変更案を提出。この変更案は、階数と建物の形状こそ変わったものの、容積率は規制ぎりぎりの199.2%、戸数も23戸から24戸へ増やし、もともとの計

画よりも保育園に接近した（境界からわずか65センチメートル）計画だった。

保育園側は、原決定の意義深さ、正当性を意見書にして提出。変更案では日照被害は軽減されないこと、前以上に圧迫感のあること、延床面積が変わらないこと、自らの採算のみを主張しており、保育園の日照確保になんら考慮していないことを明らかにし、反論した。

そして11月13日、二度目の勝利決定（変更決定）が出た。変更決定は、マンションを3階建て（もともとの計画の場合）か、あるいは北側から順次2階、3階、4階、5階の建物（一回目の仮処分決定の後、建築側が出してきた変更案の場合）にするよう命じた。この変更決定は全面禁止の原決定から後退しているようにみえるかもしれないが、そうではない。なぜなら第一に、決定の範囲内の建物であれば、日照はほぼ従来どおり確保されるからである。第二に、裁判で建築側が「そのような建物ではとても採算が合わない」と主張しており、原決定と事実上同じ意味を持っているからだ。変更決定は原決定とともに、子どもたちの笑顔を守る画期的な決定だということができる。

「一度目の勝利は衝撃的であったが、今回は、ほぼ勝利を確信するなかで迎えることができた」とは、ある事務局員の弁。しかし、原決定があまりにも良かったため、それがどこまで維持されるのか不安がないわけではなかったという。「たぶん（原決定と）大きく変わらないだろうと言われても、どんでん返しがあつたらどうしようなどど思っていました。は一、ほっとした」とある保護者は書いている（連絡帳から）。

2度の勝利を手にしたものの、建築側はあきらめておらず、高裁に不服申し立てをした。

勝訴は喜びであったが、その一方で「このままいつまで続くのだろうか」という不安、「何をすればいいのか」という手詰まり感が広がっていた。

12月2日、「守る会」結成1周年を記念する「パースデイ集会」を開いた。名古屋で日照権事件に数多く携わっている後藤徹建築士を招いての講演。住

宅金融公庫への事件の説明にいくことや、模型を全議員に配布することなど多様な提案をし、「最後まであきらめないことが肝心。相手よりも一日長くがんばること。たとえ出来てしまっても本裁判で勝って壊すこともできるのだ」と強調した。

「具体的で展望のもてるほんとうに元気のでる話だった」「これから先どういったことをしていったらよいのかと行きづまっていた私たちに多くのヒントを与えてくださった」と参加者は感想を書いている。

### 3. 3 高裁での「敗北」

#### 3. 3. 1 高裁での審理と運動

建設側は高裁に控訴。98年2月19日から高裁での審理が始まった。建設側が裁判所に提出した「抗告申立書」は、「非常識な判断」「冷静さを欠いた判断」「基本的な誤り」等の言辞を連発したうえ、「債務者が被る損害」を強調し、「健康上の問題が生ずるおそれがあるとするならば、保育所を転所すればよい」などと主張。

保育園側は「こんなデタラメな主張に負けるはずがない」と思っていた。地裁の2度の勝利で「もうマンションは建たないのでは」「高裁も負けるはずがない」という雰囲気内外にただよっていた。6月29日、高裁仮処分では異例の現地調査が実現したことも3度勝つのではという期待を高めた。

この勝利への期待の高まりは、運動を広げるという点では障害になった。裁判での勝利は、運動当初の「いつ建つのか」という緊張感を解き、結束力を弱め、運動が大きな広がる条件を狭めた。

しかし、この間も、街頭での宣伝行動が月に2回のペースで継続的に実施されており、地道ではあるがねばり強い取り組みがなされている。

定期的な宣伝に加え、6月12日から14日には、全国保育問題研究集会在広島市内で開催され、開会歓迎行事では、なかよし保育園の日照権運動がミュージカルの一部になり上演された。分科会や閉会集会でも取り上げられ、全国の保育関係者に広く知られるきっかけとなった。



### 3. 3. 2 高裁の決定

8月7日、広島高裁は、なかよし保育園南側隣接地のマンション建設に対して、設計を変更した建物の建築を認める決定を出した。

この高裁決定は、矛盾に満ちたわかりにく内容であった。第一に、保育園側の主張ないし原決定を認めながら、マンション建設を容認した点である。

決定は日照の重要性について、「自然の日照は健康な幼児の心身の発育に不可欠」「乳幼児の健全な心身の発達を図るという保育の基本に照らしても、その施設には、採光、換気、保温、清潔などの環境保健が整えられなければならない、日照の確保もこのような環境を整えるための重要な要素の一つであることはいうまでもない」と認めている。

日照被害の程度についても「かなりの日影時間が加わることになり、本件保育所の環境に大きな影響をもたらす」「本件保育所に相当程度の日照阻害が生じることは避けられない」と認めている。

話し合いの誠意についても「交渉において、自己の経済的な利益の確保に固執し、十分な話し合いの機会をもたないまま、建築確認申請にふみ切るなど、その対応ぶりには妥当性を欠く面がある」と判断している。

にもかかわらず、裁判所は10階建てマンションの建築を認める決定を出したのである。

第二に、日照の被害はほとんど変わらないのに三つの計画案のうち、前の二つは「受忍限度を超える」と判断しながら、最後の案だけを容認した点である。

最初の2つの案について「日照阻害の程度は、相手方らの受忍限度を超えるものと判断せざるを得ない」「計画どおりに建築されれば、後日その一部を撤去することは困難であることは明らかであり、保全の必要性があるものと認められる」と建築を禁止した。その一方で、最後の案については「本件保育所の園舎等の施設の採光、換気等の環境保健や圧迫感等にある程度の改善が見込まれる」として、その建設を容認している。日照被害は裁判

所の認定でも冬至の時期で10分ほどの違いであり、「ある程度の改善」とは到底言えないものである。

### 3. 4 運動の新たな展開と波及

#### 3. 4. 1 「守る会」第10回総会

「守る会」は、今後どうするのかについて、8月27日、第10回総会を開いた。

大方の予想を裏切って、「明るく元気の出る」総会となった。総会は、保育園の生活をまとめたスライド上映、保育園の弁護士による決定の説明、経過報告と方針提起がなされた。方針では、本裁判を起こすことや、お日さまシンポジウムの開催などが提案された。

総会の模様はテレビでも放映された。テレビ局や新聞社の取材も入った総会は今回が初めてであった。

「みんな不安だというわりには、落ち込みから立ち直って前向きに今後を考えているという感じで、頼もしく思えました」「総会に出て、これからの方向性がよく分かり、みんなと一緒にがんばる力がわいてきました」「不安も吹き飛び、よしがんばっていこう!!って思えました」と保護者はノートに感想を書いている。

#### 3. 4. 2 公立保育園で日照権運動

98年7月、市内中区舟入にある市立神崎保育園の東南に高さ31メートルの立体駐車場を含む7階建てマンションの建設計画がもちあがり、保護者会を中心に保育園の日照を守る運動が始まっている。なかよし保育園の運動に触発された形で、市議会への請願などの運動に取り組んでいる。

11月3日に予定されている「お日さまシンポジウム」は、なかよし保育園の「守る会」、神崎保育園の保護者会、広島市職員労働組合、豊かな保育を進める会、公立保育園保護者会などをつくる「シンポジウム実行委員会」主催である。

### 3. 4. 3 小括

なかよし保育園の日照権運動は、高裁で負けたことによって、運動を始めた2年前の地点に戻った。マンションは法的には建ちうる状況である。しかし、単純に前に戻った訳ではなく、本稿で紹介した運動の蓄積があり、主体の側に正当性の確信があり、この問題がマスコミ等で広く紹介され、社会問題化していることである。

10月14日現在、説明会の案内など建設に向けての動きはない。

## 4. 「なかよし保育園」日照権運動の特質と意義

### 4. 1 運動の特質

#### 4. 1. 1 戦略, スローガン

なかよし保育園の日照権運動の戦略, スローガンは、「子どもたちの太陽と笑顔を守ろう」「陽のあたる保育園を守ろう」である。日照権運動のスローガンは、「マンション建設絶対反対」となる場合が多い。「絶対反対」のスローガンは、断固として反対という強い意志を伝える反面、硬直的な印象を与え、幅広い支持、共感を生み出すことができない。

『『保育園の日照を守ろう』というスローガンは、はじめ、『抽象的でわかりにくい』という声もありました。しかし、私たちにとって重要なのは保育園の日照を守ることであって、マンション建設そのものを敵視しているのではないのです。日照を含む環境が悪化しないのならば反対しない。すなわち『絶対反対』ではないのです。ですから、私たちは業者に対して建てるなといったことは一度もありません。もう少し南に寄せて建てたり、全体のボリュームを落としたりして、日影を最小限に食い止めてほしいとお願いしたわけです。ところが建築側の方が硬直的で、抜本的な変更にはいっさい応じないということだったので、運動になり、今日に至っているのです。また、私たちの運動への支援、5万を超える署名なども、ネガティブでないスローガンだからこそ寄せられているのだと思います」と「守る会」事務局員は語っている。

正しい戦略，スローガンは，柔軟な戦術と幅広い支持，共感を生み出す基礎だといえる。

#### 4. 1. 2 組織形態

すでに述べたように，「陽のあたる保育園を守る会」は，保護者，職員，理事会の三者で組織されている。運動の指導部は，事務局であり，三者から（裁判が始まってからは弁護団も加わっており，現在は四者），それぞれ役員が出ている。

運動方針の大枠は総会で決める。総会は96年12月から98年10月までの間に10回開かれており，裁判の開始，決定が出た後，年度が変わったときなどに開催し，みんなの合意で運動を進めている。

事務局は，会長，副会長，事務局長，事務局次長と事務局員で構成されている。運動当初はほぼ週一回，現在では月二回の事務局会議と必要に応じて会長・副会長・事務局長の三役会議を行っている。理事である市議会議員や保護者（現在は卒園）の建築士などの専門家に参加してもらうことがある。

機関紙として「陽のあたる保育園を守る会ニュース」が発行され，広報プロジェクトが編集にあっている。約二年間の間に110号を超すニュースが作成された。さまざまな行動の呼びかけ，実施した宣伝，会議，取り組みの紹介，意見や感想など，「守る会」をつなぐ重要な役割を果たしている。

#### 4. 1. 3 労働組合運動との協力・共同

市民運動・住民運動と労働組合運動の関係はどうあるべきか。住民運動が，既成の運動体（労組など）と結びつきをもたないという点に運動の特徴を求めようとする見解と両者を相互補完的な関係とみる見解がある。

秋元律郎氏は前者の立場に立つ。氏は次のようにいう。

「これまでも住民運動の一つの特徴としてよくいわれてきたことは，それがいわゆるシロウトの主導する運動という性格をもち，既成組織——とり

わけ従来、革新運動の主体となってきた巨大組織（労組等）とむすびつきをもたないことがあげられてきた」「こんにちの住民運動が、既成の組織と一線を画していることは事実であるし、また、それだからこそ住民優位の独自の運動を展開しえたといえることができる」<sup>4)</sup>

後者の立場に立つのが、北川隆吉氏や宮本憲一氏である。

北川氏は次のようにいう。

「既成組織に対して市民組織が対置され、両者があたかも対立し、矛盾するかのように考えられる傾向があるが、その両者の意味内容も不明確であるだけでなく、現実の運動の中では、そうしたとらえ方はほとんど意味をもたない。とくに地方自治体との関係、これへの働きかけの中では、それぞれが組織のもつ、機能的分担をあきらかにしながら、総体として有効な方向がもとめられることの方が重要である。

今日の段階では、それぞれの組織が有機的連関をもちながら、全体として自治体への働きかけ、その自主的運営と民主化をかちとること、そのための労働者の組織の確立と指導性がもっとのぞまれる」<sup>5)</sup>

宮本憲一氏は北川氏のこの見解を引用し、次のように述べている。

「もしも、その地域に労働組合運動がなければ、あるいは労働組合がつくれぬほど非民主的な地域ならば、住民運動をおこすのは不可能に近い。労働組合の結成がすすみ、賃上げが闘われ、労働者の権利が守られていく中で、地域の民主主義が発展する。労働組合と住民運動は連続し、相互補完をする」<sup>6)</sup>。

なかよし保育園の日照権運動の実態からいえることは、さまざまな運動体の支援なくして、運動の継続はありえなかったということである。5万を

4) 秋本律郎「住民運動の諸形態」、『現代のエスプリ』93号、至文堂、1977年、155頁。

5) 北川隆吉「労働者および市民の地域組織と自治体」木村禧八郎・都丸泰助『地方自治体と住民』三一書房、1961年、27頁。

6) 宮本憲一「住民運動の理論と歴史」、遠藤晃・宮本憲一編『都市問題と住民運動』汐文社、1971年、7頁。

超す署名も、労働組合やさまざまな団体の協力があったからこそ集められたということができる。労働組合や他団体依存の運動になってはならないことはいうまでもなく、「独自の運動」、自立した運動でなければならない。しかし、そのことは既成組織と一線を画すということとは別である。労働組合運動との協力・共同は運動の幅を広げることになり、この方向がさらに強まる必要がある。

また、「守る会」の構成員の一定部分が労組組合員であったり、諸団体の会員であったり、役員であったりしていることは、ごく当たり前のことである。そこでの活動の経験や学習が、日照権運動にプラスの役割を果たしていると考えられる。その一つの証左が初動の早さだといえる<sup>7)</sup>。

#### 4. 1. 4 多様な運動と裁判の結合

街頭宣伝、集会での訴え、シンポジウム・まつりの開催、市議会請願、市助役、保育課、建築指導課への要請など多種多様な運動を展開し、裁判と結びつけていった。広島地裁での2度の勝利も、これらの運動と無関係ではないだろう。

現地調査は、他団体にもよびかけて保護者、支援者120人とマスコミが見守るなか行われた。高さ30メートル（マンションの高さ）にアドバルーンをあげ、高さを実感できるようにした。

このように知恵と工夫をこらした運動の一つひとつが全体として大きな力をはっきりしたといえる。一級建築士である父親は分かりやすい日影図を

---

7) 「私たちが相談を受ける一般の人たち、あるいは保育園も含めて、建つということが分かって、いったい何をしたらいいかと右往左往するうちに一か月、二か月過ぎちゃうんですね。右往左往してやっと弁護士にたどり着いたときにはもう工事が始まっているというようなことがいっぱいあるんです。何をやっていいか分からないまま建っていく。なかよし保育園が二か月でここまで来たというのは、やっぱりすごいことです」という評価を名古屋で数多くの日照権運動にかかわった弁護士からうけている。岩月浩二「保育園日照権運動の歴史と課題」、陽のあたる保育園を守る会編『笑訴』、121頁。

つくり、建築側の主張をプロの目で批判。美術教師である父親は図面から計画建物のイラストや模型を作成し、被害の甚大さを一目瞭然のものとした。説明会や裁判の正確な記録をつくる父母。署名集めを推進し、集まった署名を整理するという地味な仕事を支えた人たち。一人ひとりが持ち味を生かして運動に参加している。

#### 4. 1. 5 文化的要素の重視

運動が始まると、すぐにテーマソング「日ざしいっぱい」を創った。作詞は保護者、作曲は卒園児の親でもある文化運動団体の専従者である。テーマソングは行事や宣伝で歌っている。シンポジウムやまつりでは、詩、合唱構成が創られ、器楽の演奏や歌が歌われる。文化的な要素が重視されていることも、この運動の特徴である。

運動のカラーを黄色（園舎の色）と決め、チラシやニュースの色を統一している。トレーナー、Tシャツ、バンダナ、ハンドタオルなど、デザイン的にも優れたオリジナル商品を開発し、その売り上げは運動資金にもなっている。

#### 4. 1. 6 全国の運動から学び、その到達点から出発

全国の経験に学び、その到達点から出発したことも大きな特徴である。全国保育団体連絡会などの協力で名古屋や仙台などの運動の経験をすぐ入手することができ、そこから多くのものを学んだという<sup>8)</sup>。シンポジウムで岩月弁護士が行った「全国の運動の歴史と教訓」についての講演も運動発展のバネになった。「全国の優れたたたかひがあったからこそ、私たちの勝利がある」と事務局員は語っている。

8) 全国で初めて保育園の日照権裁判が行われたときの陳述、宍戸健夫「東山保育園の日照権問題に寄せて」（『季刊保育問題研究』44号、1973年）をなかよし保育園の運動のルポとともにブックレットにして保護者・職員に配布した。

#### 4. 2 運動発展の法則

なかよし保育園の日照権運動はまだ決着をみていないので、中間的なまとめとなるが、現時点までを3つの段階に整理することができる。

第1期は、マンション建設を知ったときから裁判開始まで(1996年11月～1997年2月)

第2期は、広島地裁での2度の勝利と高裁の「敗北」まで(1997年2月～1998年8月)

第3期が、高裁の「敗北」から今日まで(1998年8月～)

第1期の特徴は、運動が急速に高まり、短期間のうちに多種多様な宣伝行動を組織し、署名を軸に世論を広げていったことである。この時期の奮闘が裁判闘争を有利に展開する力となったといえるだろう。

第2期は、相対的には「停滞」期であったといえることができる。しかし、運動が著しく後退したということではない。裁判闘争を軸にしながら、地道な宣伝が積み重ねられていったことである。運動は短期決戦型から中長期型へ転換していった。宣伝行動も第1期は、一日すべてを使ったり、週に何度も行動が提起されたりしたが、この時期になると宣伝の間隔は1週ないし2週に一度になっていく。仕事と子育てをしながらの運動であるから、長期にわたって第1期のような運動を継続していくことは不可能であったと思われる。したがって、いわば短距離走型運動からマラソンランナー型運動へ、運動の量と質が変わっていったのである。ニュースも持続的に発行されている。

第3期は、高裁の「敗北」を通じて運動を再構築していく時期であり、本格的にはこれからということになる。

高裁で「敗北」したにもかかわらず、「お日さまを守るために引き続きがんばる」ということで団結できたのは、2度にわたる勝訴の経験とともに、運動の地道な積み重ねがあったればこそである。運動にとって、「飛躍」と「停滞」が繰り返されることは避けられない。しかし、「停滞」の時期の地道な努力が、新しい「飛躍」を準備するのである。



#### 4. 3 運動の意義

##### 4. 3. 1 運動の法則的ありかたを示す

「はじめに」でも述べたように、運動は客観的な条件に規定されながらも、「運動のあり方」によって異なる帰結を生む。

4.1で述べた(1)原則的なスローガン、(2)民主的な組織運営、(3)労働組合などとの共同、(4)多様な運動と裁判の結合、(5)文化的要素の重視、(6)全国のすぐれた運動に学ぶ、といったなかよし保育園日照権運動の特徴は社会運動の法則的なあり方を示しているのではないだろうか。

##### 4. 3. 2 地裁での画期的な勝利

高裁では「敗北」したものの、広島地裁では、保育園における日照の重要性を認め、マンションの「建設全面禁止」、「建設の大幅制限」といった決定をかちとった。このこと自体が、優れた運動の成果である。

この決定は、「正義と道理も通ることがある」「今の世の中も捨てたものではない」という確信を内外に広げた。

##### 4. 3. 3 運動の波及効果

なかよし保育園の日照権運動に触発される形で、いくつかの運動が起きている。

第一に、広島市児童相談所総合センターの委託化に反対する運動が97年12月に起きた。24万を超す署名が集められ、委託化そのものは阻止できなかったものの、委託化が事実上意味をもたないという成果をかちとった。

第二に、広島市立神崎保育園、東京渋谷の同胞幼稚園などが、日照被害に際して運動を起こしたが、そのきっかけをつくったこと。

廿日市市ナタリー跡地に高層マンションが建設されることで、景観が奪われると反対運動が起きているが、これもなかよし保育園の運動と裁判での勝利が影響を与えている。

また、広島市議会への請願は採択されなかったものの、マンション条例

が97年9月に制定され、業者に周辺への事前説明を義務づけた。

### おわりに

なかよし保育園の日照権運動は現在、継続中であり、その帰結は予断をゆるさない。「原則的な運動であれば必ず勝利する」といえないのが社会運動である。しかし、あきらめることがなければ、どこかに活路が見いだされるものである。現在の動きも高裁での「敗北」が新しい展開を生んでいるようである。「守る会」のメンバーが合い言葉にしている「ひたむきな運動は幸運を呼び寄せる」ということもまた言いうることなのである。

なかよし保育園日照権運動の今後の推移もまた、研究に値すると思われる。

#### 〔付記〕

1998年12月、業者が保育園にマンション建設を断念し、3階建ての倉庫つき事務所を建築する旨、連絡が入った。保育園側は図面等検討のうえ、従前の日照がほぼ確保されることを確認し、この変更を受け入れることにした。2年にわたる運動は保育園側の全面勝利で終結することになった。

## Summary

### A Study of a Movement to Protect the Right to Enjoy Sunshine in a Day Nursery from the Social Movement Standpoint —— A Case Study of “Nakayoshi Day Nursery” in Hiroshima City

Shingo Futami and Ryounosuke Yuasa

The aim of this paper is to take up a movement against infringement on the right to enjoy sunshine in a day nursery in Hiroshima City and explore laws concerned with the development of social movements by analyzing this movement. It is needless to say that the existence or prediction of damage triggers a social movement. But even if there is damage or damage is predicted, a social movement does not often arise, and when movements arise, they do not always follow the same locus.

A social movement is influenced not only by a objective condition, but also by a subjective condition relatively independent of it. Therefore, “How a movement should be” has a meaning of its own and the analysis of it is, it can be said, an important theme of the social movement study. The main theme of this paper is to analyze a series of processes, namely, how to set a goal (strategy), how to select means to attain the goal and to develop the movement (tactics), based upon the existence or prediction of damage.